

栃木県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の保有する個人情報の保護に関する規程

平成19年5月18日
選管告示第4号

改正 令和5年3月7日 選管告示第1号

栃木県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会の保有する個人情報の保護に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び栃木県後期高齢者医療広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年栃木県後期高齢者医療広域連合条例第2号）の施行については、この条例の施行に必要な事項として広域連合長が定める規則等の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年選管告示第1号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。